

大網白里市第6次総合計画

参 考 資 料

1. 策定根拠

(1) 大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

令和元年9月30日条例第7号

大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（次条において「大網白里市基本構想」という。）を議会の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

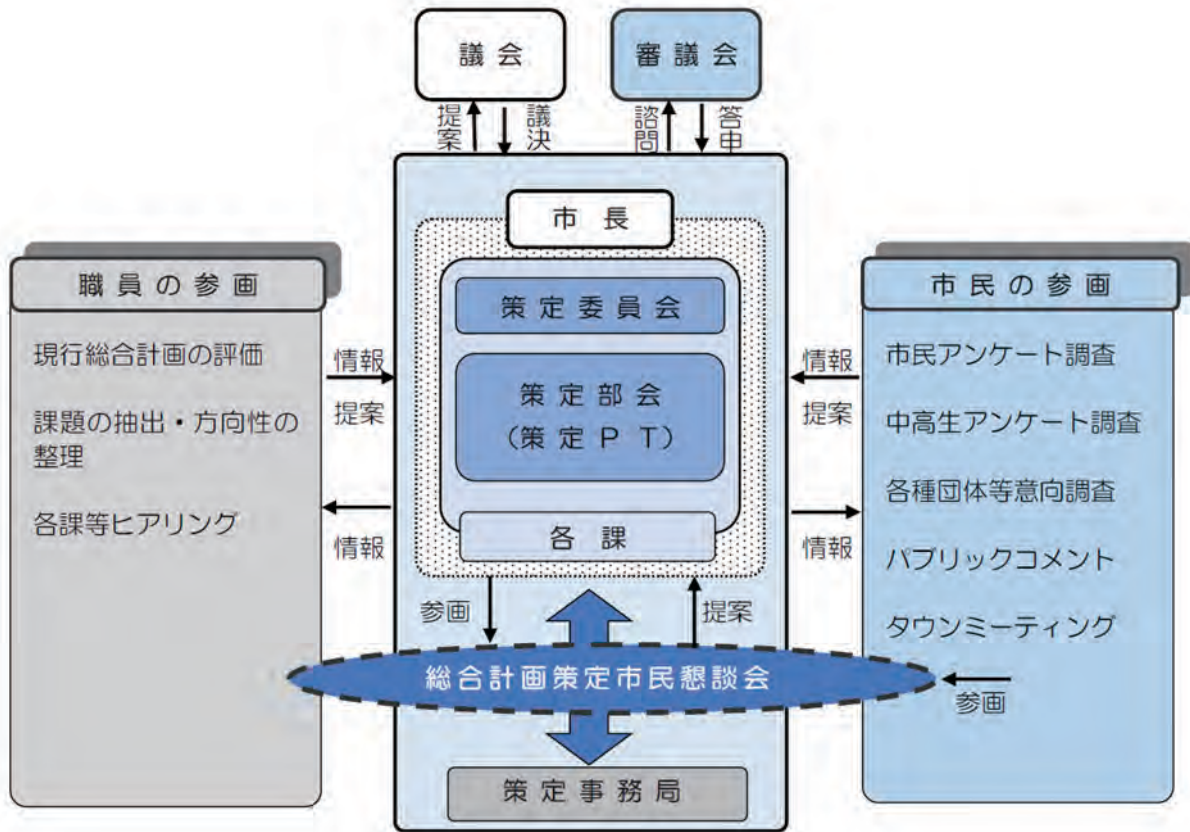
(議決事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、大網白里市基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 策定体制



総合計画審議会

- 総合計画審議会条例に基づき、市議会議員、学識経験者、関係諸団体代表、市民代表で構成
- 市長の諮問に応じ調査・審議を行う。

総合計画策定委員会

- 総合計画策定委員会設置要綱に基づき、副市長、教育長、各課等の長で構成
- 策定のための意見交換、コンセンサスの取得、各種依頼を行う。

総合計画策定部会（策定プロジェクトチーム）

- 各課等の副課長等で構成
- 基本構想、基本計画の作成
- 総合計画策定市民懇談会への参画

総合計画策定市民懇談会

- 公募委員、関係諸団体の職員、市職員で構成
- ワークショップ方式でまちづくりの課題と今後の方向性などを考え、提案としてまとめる。
※ ワークショップ・・・様々な人たちの参画により、多様な意見や考えを出し合い、重ね合いながら、課題解決や計画立案を行っていく市民参加手法。

3. 策定経過

基礎調査・人口推計		
令和元年	6月	市民アンケート実施（1,076人/3,000人 回収率 35.9%） 中高生アンケート実施（540人 / 586人 回収率 92.2%）
	9月	まちづくり各種団体等意向調査の実施（対象：36団体）
	12月	ホームページに調査結果の掲載
令和2年	1月	人口推計の検討・分析
	1月・2月	市広報紙に調査結果概要の掲載

総合計画策定市民懇談会		
令和元年	8月	委員選定（市民公募・団体推薦）
	10月3日	第1回開催（総合計画概要・懇談会の説明、グループワーク）
	10月24日	第2回開催（市民アンケート結果報告、人口推計等説明、グループワーク）
	11月14日	第3回開催（提案シートの作成、提案内容の協議、グループワーク）
	12月19日	第4回開催（提案内容の協議、提案書完成）

タウンミーティング		
令和2年	2月15日	第1回開催（中部コミュニティセンター 参加者6名）
	2月17日	第2回開催（中央公民館 参加者5名）
	2月18日	第3回開催（農村環境改善センター 参加者4名）

総合計画審議会		
令和2年	1月17日	第1回開催（諮問、委嘱状交付、策定方針及び各種調査結果報告、協議）
	3月13日	第2回開催（人口ビジョン・第2期総合戦略説明、基本構想骨子案に関する審議）
	7月31日	第3回開催（序論・基本構想案に関する審議）
	11月18日	第4回開催（前期基本計画案に関する審議）
	12月3日	第5回開催（前期基本計画案に関する審議、答申について協議）
	12月7日	市長への答申（答申書提出）

庁内における検討会議（策定委員会・策定部会等）		
令和元年	6月20日	大網白里市第6次総合計画策定方針の決定
	8月22日	第1回策定委員会（策定方針・アンケート結果報告）
	9月20日	第1回策定部会（策定方針・アンケート結果報告）
令和2年	1月28日	第2回策定委員会（人口ビジョン・第2期総合戦略説明、協議）
	2月5日	第1回策定部会 部会長会議（序論・基本構想案に関する協議）
	2月25日	第2回策定部会 部会長会議（序論・基本構想案に関する協議、調整）
	2月27日	第2回策定部会（第2期総合戦略、序論・基本構想骨子案に関する協議、調整）
	3月3日	第3回策定委員会（第2期総合戦略、序論・基本構想骨子案に関する協議）
	4月7日	第3回策定部会 部会長会議（前期基本計画案に関する協議）
	6月9日	第4回策定部会 部会長会議（前期基本計画案に関する協議、調整）
	7月3日	第4回策定委員会（序論・基本構想案に関する協議）
	10月1日～6日	各課ヒアリング（前期基本計画案の協議、調整）
	10月21日	第5回 策定委員会（序論・基本構想案、前期基本計画案に関する協議）
令和3年	2月5日	第6回 策定委員会（前期基本計画案に関する協議）

市議会・パブリックコメント		
令和元年	9月30日	「大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例」の制定
令和2年	3月5日	市議会全員協議会において「人口ビジョン・第2期総合戦略案」を説明
	3月17日～30日	「人口ビジョン・第2期総合戦略案」に対するパブリックコメントの実施（市広報紙、ホームページ掲載、主な公共施設での閲覧） （提出者数3名、意見件数15件）
	8月27日	市議会全員協議会において「第6次総合計画 序論・基本構想案」を説明
	9月8日～25日	「第6次総合計画 序論・基本構想案」に対するパブリックコメントの実施（市広報紙、ホームページ掲載、主な公共施設での閲覧） （提出者数5名、意見件数26件）
	12月3日	市議会第4回定例会に「大網白里市基本構想の策定について」を議案提出
	12月15日	市議会全員協議会において「第6次総合計画 前期基本計画案」を説明
	12月17日	基本構想特別委員会において「大網白里市基本構想の策定について」を議案審議
	12月23日	市議会第4回定例会にて「大網白里市基本構想の策定について」を可決
令和3年	1月5日～22日	「第6次総合計画 前期基本計画案」に対するパブリックコメントの実施（市広報紙、ホームページ掲載、主な公共施設での閲覧） （提出者数4名、意見件数36件）

4. 総合計画審議会

(1) 大網白里市総合計画審議会条例

平成11年条例第4号

大網白里市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大網白里市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、住民福祉の向上と市勢の健全な発展を図るため、市長の諮問に応じ本市の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は次のとおりとし、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係諸団体の代表者及び職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前項第1号及び第3号に掲げる委員にあっては、その職を去ったときは委員の資格を失うものとする。

(任期)

第4条 委員は必要に応じ委嘱し、当該諮問に係る事項について調査及び審議を終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によって定める。

2 会長は審議会を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において、これを処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月14日条例第18号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(2) 大網白里市総合計画審議会委員

(敬称略)

区分	番号	所 属	役 職	氏 名	備 考
議会	1	大網白里市議会	議 長	田 辺 正 弘	
学識経験者	2	城西国際大学	教 授	渡 邊 修 朗	会 長
	3	千葉大学	教 授	関 谷 昇	副会長
	4	山武郡市医師会	副会長	佐久間 猛	
	5	山武地域振興事務所	所 長	白 井 隆 雄	～第2回
			所 長	笹 生 健 司	第3回～
	6	山武土木事務所	所 長	宮 田 昌 明	～第2回
所 長			秋 元 仁	第3回～	
関係諸団体の代表及び職員	7	大網白里市教育委員会	教育長職務代理者	齋 藤 壽 彌	
	8	大網白里市農業委員会	会 長	齋 藤 重 幸	
	9	大網白里市消防団	団 長	北 田 宏 彦	～第2回
			団 長	中 野 修	第3回～
	10	大網白里市区長会	会 長	高 本 清 紀	～第2回
			会 長	大 矢 敏	第3回～
	11	大網白里市社会福祉協議会	会 長	永 野 和 子	
	12	大網白里市体育協会	会 長	鈴 木 達 夫	～第2回
			会 長	柏 山 幸 一	第3回～
	13	大網白里市商工会	会 長	久 我 一 雄	
	14	大網白里市観光協会	会 長	内 山 信 男	
	15	大網白里市老人クラブ連合会	会 長	江 澤 清	
	16	大網白里市民生委員児童委員協議会	会 長	星 見 和 子	
	17	大網白里市防犯組合	副組合長	鈴 木 晟 義	
18	大網白里市農業研究会	会 計	市 東 剛		
19	大網白里市小中学校PTA連絡協議会	会 長	北 田 尚 史	～第2回	
		会 長	桑 田 秀 幸	第3回～	
市民代表	20	市民代表		鵜 澤 司 子	
	21	市民代表		吉 田 弓 枝	
	22	市民代表		山 野 邊 祐 美	

(3) 諮問書

企 第 1539 号
令和2年1月17日

大網白里市総合計画審議会会長 様

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市第6次総合計画について（諮問）

大網白里市総合計画審議会条例第2条の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

大網白里市第6次総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕の策定について

2 諮問理由

本市では、平成23年3月に「大網白里市第5次総合計画」を策定し、基本構想で示す将来像「未来に向けて みんなでつくろう！住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けて、計画的に各種施策に取り組んでまいりました。

この「大網白里市第5次総合計画」の計画期間が、令和2年度をもって終了することから、この成果を引き継ぐとともに、新たな課題等に対応した「大網白里市第6次総合計画」を策定いたします。

近年、少子高齢・人口減少社会の到来をはじめ、大規模自然災害の発生による安心・安全な暮らしに対する意識の高まり、環境負荷の少ない暮らしへの転換など、社会情勢が大きく変化するなかで、本市にあっても様々な課題に直面しています。

こうした社会情勢の変化や本市の課題に的確に対応するため、市民と行政が目指すべきまちづくりの将来像を共有し、これからのまちづくりを進めるための指針となる「大網白里市第6次総合計画」の策定について、貴審議会の意見を求めるものであります。

(4) 答申書

令和2年12月7日

大網白里市長 金坂昌典様

大網白里市総合計画審議会
会長 渡邊修朗

大網白里市第6次総合計画について（答申）

令和2年1月17日付け企第1539号で諮問のありました大網白里市第6次総合計画〔序論・基本構想及び前期基本計画〕の策定について、当審議会で活発かつ慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「大網白里市第6次総合計画（案）」として取りまとめましたので答申いたします。

本案につきましては、当審議会の審議が十分に反映されたものとなっており、今後10年間において市が目指すまちづくりの指針として相応しい内容となったものと認めます。

今後の計画の実施、推進にあたっては、下記の点について十分留意し、将来像「未来に向けてみんなでつくろう！ 住みたい・住み続けたいまち」の実現に向け、計画に掲げた各種施策に着実に取り組み、最善を尽くされますよう要望します。

記

- 1 本計画に掲げる施策の実施にあたっては、大網白里市を取り巻く社会・経済情勢の変化や市民ニーズの動向、また、国の制度改正等を留意し、緊急性や財政状況などを総合的に勘案のうえ、柔軟かつ透明性の高い行政運営に努め、的確な施策を図ること。
- 2 持続可能な財政運営に向け、より一層の行財政改革の推進に努めること。
- 3 本計画の趣旨や内容について、わかりやすい形で広く周知を行うとともに、市民や行政など、本市に関わるすべての主体がそれぞれの長所を生かし、共に考え行動できるよう、協働によるまちづくりのさらなる推進を図ること。
- 4 各施策に設定された成果指標による分析や客観的な検証はもとより、計画に基づく事務事業評価や各個別施策の進行管理を確実にを行うなど、効率的・効果的に施策を展開し、市民満足度の向上を図ること。
- 5 当審議会の審議の過程において、各委員から述べられた個別の意見については、計画の実施段階において十分に留意し、今後のまちづくりを進めること。

5. 総合計画策定市民懇談会

(1) 総合計画策定市民懇談会委員

(敬称略)

区分	番号	所 属	氏 名
公 募	1	市民代表	鶴澤 司子
	2	市民代表	吉田 弓枝
	3	市民代表	山野邊 祐美
関係諸団体の職員	4	大網白里市消防団	小倉 光夫
	5	大網白里市社会福祉協議会	百瀬 博隆
	6	大網白里市体育協会	柏山 幸一
	7	大網白里市観光協会	安川 博章
	8	大網白里市商工会	齋藤 智哉
	9	大網白里市防犯組合	鈴木 晟義
	10	大網白里市農業研究会	市東 剛
	11	大網白里市子ども会育成連絡協議会	八角 榮子
	12	在宅介護支援センター	小川 正
	13	大網白里市小中学校PTA連絡協議会	榎澤 広行
	14	NPO法人市民ステーション・まちサポ	後藤 正義
総合計画策定部会	15	市職員	古内 晃浩
	16	市職員	北田 和之
	17	市職員	森川 裕之
	18	市職員	加藤岡 裕二
	19	市職員	鈴木 正典
	20	市職員	石井 一正

6. 策定委員会・策定部会

(1) 大網白里市総合計画策定委員会設置要綱

平成11年告示第47号

大網白里市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大網白里市総合計画の案(以下「計画案」という。)を策定するため、大網白里市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(策定委員会)

第2条 策定委員会は、副市長、教育長、大網白里市課設置条例(昭和46年条例第12号)第1条に規定する課等の長、ガス事業課長、大網病院事務長、下水道課長、教育委員会関係の課等の長、議会事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者及び監査委員事務局長をもって構成する。

2 策定委員会に委員長を置き、委員長は副市長とする。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、企画政策課長が委員長を代理しその職務を行う。

4 策定委員会は、必要に応じ委員長(前項の規定により委員長の代理となった者を含む。以下同じ。)が招集する。

5 策定委員会は、構成員以外の者であっても委員長が会議の運営上必要があると認めるときは策定委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(策定部会)

第3条 計画案の作成を円滑に推進するため策定委員会に策定部会を置くことができる。

2 策定部会は職員の中から委員長が指名する。

3 策定部会は、全体部会と個別部会に分けることができる。ただし、全体部会の部会長は委員長が指名し、個別部会の部会長は、互選とする。

4 策定部会は、必要に応じ部会長が招集する。

5 策定部会は、情報、資料の収集及び分析並びに整理を行う。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は策定委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成19年4月2日告示第56号)

この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月28日告示第39号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月2日告示第7号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月3日告示第27号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日告示第141号)

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成27年6月30日告示第78号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日告示第36号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月7日告示第47号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日告示第37号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 大網白里市総合計画策定委員会委員

策 定 委 員 会			
副市長	深井 良司	健康増進課長	板倉 洋和
教育長	深田 義之	農業振興課長	大塚 好
秘書広報課長	田邊 哲也	商工観光課長	飯高 謙一
総務課長	堀江 和彦	建設課長	林 浩志
財政課長	古内 衛	都市整備課長	織本 慶一
企画政策課長	米倉 正美	下水道課長	三宅 秀和
安全対策課長	北山 正憲	ガス事業課長	鎌田 直彦
税務課長	酒井 総	大網病院事務長	安川 一省
市民課長	齊藤 隆廣	管理課長	石原 治幸
地域づくり課長	御苑 昌美	生涯学習課長	石井 一正
社会福祉課長	秋本 勝則	議会事務局長	岡部 一男
子育て支援課長	小川 丈夫	会計管理者	鶴岡 一人
高齢者支援課長	中古 稔	監査委員事務局長	糸井 陽子

策 定 部 会 (策 定 P T)			
秘書広報課 副課長	内山 義仁	社会福祉課 副課長	戸田 裕之
秘書広報課 秘書広報班長	内山 貴浩	子育て支援課 副課長	松本 剣児
総務課 副課長	古内 晃浩	高齢者支援課 副課長	大塚 隆一
総務課 行政班長	齊藤 康弘	健康増進課 副課長	伊藤 文江
財政課 副課長	森川 裕之	農業振興課 副課長	鶴澤 康治
財政課 財政班長	茂田 栄治	商工観光課 副課長	谷川 充広
企画政策課 副課長	加藤岡 裕二	建設課 副課長	石井 勇
企画政策課 政策推進班長	菊池 有輔	都市整備課 副課長	齊藤 正二
安全対策課 副課長	野口 裕之	下水道課 副課長	渡辺 茂行
税務課 副課長	鈴木 正典	ガス事業課 副課長	山田 俊雄
市民課 副課長	山本 敬行	大網病院 副事務長	古川 正樹
市民課 副課長	飯倉 正人	管理課 副課長	北田 和之
地域づくり課 副課長	渡邊 公一郎	生涯学習課 副課長	深山 元博

※ 所属及び職名は、令和2年4月1日時点

7. 用語解説

【あ行】

RPA (P156)	人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。Robotic Process automation の略。
IoT (P8)	様々なモノ（物）がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。モノのインターネット（Internet of Things）の略。
ICT (P29,64,65,67,156,160)	情報通信技術。Information and Communication Technology の略。
空き家バンク (P106,107)	空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したいと考える人に紹介する制度。
新しい生活様式 (P8,29,110)	新型コロナウイルス感染症の対策として新たに推奨される生活様式。身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの3つを基本に、日常生活での3つの密（密集・密接・密閉）の回避や換気、まめな体温・健康チェックなどが求められる。その他、テレワークによる勤務、通信販売・デリバリーの利用、多人数での会食を避けるなど、接触を低減するための取り組みが推奨されている。
AI (P8,33,156)	計算の概念とコンピューターを用いて知能を研究する計算機科学（コンピュータサイエンス）の一分野。人工知能（Artificial Intelligence）の略。
SNS (P67,129,141)	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。代表的なものとしてFacebook や LINE などがある。
大網白里スマートインターチェンジ（SIC） (P4,7,21,22,23,24,30,80,128,129,132,133)	圏央道の茂原北 IC～東金 JCT（ジャンクション）間の本線に接続する、ETC 車載器専用のインターチェンジ。本市小中地内に設置され、平成 31 年 3 月に開通した。
オープンデータ (P141)	国、地方自治体、事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータ。
温室効果ガス (P13,97,98,99)	大気圏にあり、地表から放出される赤外線の一部を吸収することで温室効果をもたらす気体（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）の総称。地球温暖化の主な原因とされる。

【か行】

科学技術基本計画 (P8)	長期的視野に立って体系的で一貫した科学技術政策を実行するため、科学技術基本法にもとづき政府が策定する計画。令和 2 年に科学技術基本法が科学技術・イノベーション基本法に変更されたことから、令和 3 年度からは科学技術・イノベーション基本計画として策定される。
------------------	---

カーボンニュートラル (P98)	排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという概念。 1 植物や植物を原料とするバイオエタノールなどを燃やして出る二酸化炭素は、植物が生長過程に吸収した二酸化炭素と同量で温室効果ガスを増やすことにはならず、環境破壊にはつながらないという考え方。 2 日常生活や経済活動によって排出される温室効果ガスのうち、排出者自身の努力では削減できない分を、他の場所で達成された削減・吸収量で相殺することによって、温室効果ガスの増加が実質的にゼロになった状態。
関係人口 (P25,129,130,131)	移住した定住人口でも、観光で来た交流人口でもない、地域や地域の人たちと多様に関わる人々のこと。
GIGA スクール構想 (P64,65)	児童・生徒の一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現させる構想。GIGA: Global and Innovation Gateway for All の略。
企業版ふるさと納税 (P157,158)	企業が地方公共団体の行う地方創生の取り組みに対して一定額以上の寄附を行った場合、法人関係税を税額控除する制度。地方創生応援税制。
気候非常事態宣言 (P98)	行政機関などが気候変動が異常な状態であることを認める宣言を行うことによって、気候変動へ政策立案、計画、キャンペーンなどの対応を優先的にとるもの。
救急安心電話相談 (P46)	夜間や休日に具合が悪くなった際、医療機関を受診するか、救急車を呼ぶか迷うとき、看護師が相談に応じるサービス。プッシュ回線の固定電話・携帯電話からは「#7009」でかけられる。
九十九里地はまぐり (P125)	千葉ブランド水産物に認定されている九十九里浜産ハマグリ of 名称。
グリーン・ツーリズム (P121,122,125)	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
グローバル・パートナーシップ (P34)	地球規模の協力関係。世界平和・環境問題の解決のため提携すること。
グローバル教育 (P29)	地球的課題の理解と解決のための教育。国際化の進展に伴い、英語教育の推進をはじめ、世界規模でものごとを考える視野の広い人材育成が求められている。
ケアマネジメント (P56)	高齢者や障がい者などの生活を支援するために、地域のさまざまな福祉サービスなどを適切に活用できるように総合的に調整すること。
経常収支比率 (P157,158)	市税や地方交付税などの経常的な歳入に対し、人件費・社会保障費・公債費などの義務的な経常経費が占める比率。地方公共団体の財政構造の弾力性を表す。
健康寿命 (P53)	日常生活が制限されることなく、健康的に生活を送ることのできる期間。

健全化判断比率 (P157)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標。実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つを指す。
公共交通空白地域 (P78,84)	駅やバス停などが一定の距離の範囲内にない地域。本市では一定の距離を1kmとしている。
公衆無線 LAN (P156)	無線 LAN を利用したインターネットへの接続を提供するサービス。
国土強靱化地域計画 (P112)	大規模自然災害発生時においても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域をつくるための計画。あらゆるリスクを見据え、最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもの。
国保大綱病院新改革プラン (P159)	少子化や高齢化が進むなか、公立病院が公・民の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制を確保し、良質な医療の継続と持続可能な病院運営をめざすため、基本理念や経営の健全化等を具体化した計画。
国民保護計画 (P111)	日本に対する外部からの武力攻撃に備え、国、都道府県、市町村等の責務や国民の保護のための措置などを定めたもの。
個人番号 (P160,161)	個人の識別番号として、市町村から指定される12桁の番号。通称はマイナンバー。
個人ふるさと納税 (P157)	自分が居住している地域以外の市町村などに一定額以上の寄附を行った場合、その金額に応じて、所得税や現在の居住地に支払う住民税などの一部が控除される制度。制度上の実態は寄附金の一つ。
子育て交流センター (P7,50)	みどりが丘の大綱小学校隣接地に令和2年に開館した、子どもが自由に遊び、学べる施設として、児童館、学童保育、子育て支援センターの各種機能を備えた複合的な子育て支援施設。
子育て支援館 (P7,50)	増穂保育所の隣接地に平成31年に開館した、親子で自由に利用できる子育て支援センター(マリールーム)を設置するほか、一時預かり保育や小規模保育、児童発達支援(きりん幼児教室)、ファミリーサポートセンターなどを実施する子育て支援施設。
子育て世代包括支援センター (P43)	妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために各市町村に設置される。妊娠の届出等の機会に得た情報をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、保健・医療・福祉等の地域の関係機関との連絡調整を行う。
こども急病電話相談 (P46)	子どもの夜間の急病やけがの際、対処や医療機関を受診すべきか判断に迷うとき、看護師のアドバイスを受けることができる。プッシュ回線の固定電話・携帯電話からは「#8000」を押すだけでかけられる。
子ども・子育て支援事業計画 (P50)	子ども・子育て支援法にもとづく、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援に関する5年間の計画期間における需給計画となるもの。

コミュニティ・プラント (P90,91)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律にもとづき定める一般廃棄物処理計画に従って、市町村が設置する小・中規模の下水処理施設のこと。
コミュニティ・スクール (P64,66)	地域とともにある学校づくりのため、「学校運営協議会」を設置し、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組み。
コミュニティバス (P46,83,84)	地域住民の移動手段を確保するため、地方自治体等が運行するバス。
コンパクトシティ (P32)	都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれをめざした都市政策のこと。
コンプライアンス (P153)	組織が法令や倫理といった社会的な規範から逸脱することなく適切に事業を遂行すること。

【さ行】

再生可能エネルギー (P97,98,99)	利用する以上の速度で自然界によって補充されるエネルギー全般。太陽光、風力、波力、潮力、地熱、バイオマス等がある。
財政調整基金 (P7,158)	財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておく地方自治体の貯金のこと。
COPD（慢性閉塞性肺疾患） (P42)	肺が持続的な炎症を起こし、呼吸機能の低下などを起こした状態。喫煙が主な原因である生活習慣病の一つ。
ジェンダー (P33,34)	性別に関する社会的規範と性差。生物学的な性に対して、社会的・文化的につくられる、男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。
事業承継制度 (P126,127)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律にもとづく認定のもと、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予する税制制度。
自主防災組織 (P109,110,111)	災害対策基本法に規定されている地域住民による任意の防災組織のこと。
自助・共助・公助 (P8,25,31,32,110,144,157)	自助：災害の発生時にまず自分自身と家族の安全を守ること。共助：地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助けあうこと。公助：公的な機関による救助・援助のこと。この3つが連携し一体となることで、災害による被害を最小限にとどめるという考え。
持続可能な開発のための2030アジェンダ (P9,33)	2015年の国連サミットで採択された、人間、地球及び繁栄のための行動計画。2030年までの国際社会共通の目標である、持続可能な開発目標（SDGs）がその中核をなす。
持続可能な開発目標（SDGs） (P9,32,33)	SDGsは、Sustainable Development Goalsの略称で、国連サミットのなかで世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標。誰一人取り残さないことをめざし、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の目標と169のターゲット（具体目標）から構成されている。

自治体クラウド (P161)	地方自治体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取り組み。複数の地方自治体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。
実質赤字比率 (P157)	最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
実質公債費比率 (P157,158)	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
指定管理者制度 (P51,154)	民間の活力を導入し自治体の経営改善を図るため、公的施設の管理・運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。
社会保障関係費 (P2)	住民の生活を保障する医療・年金・福祉・介護・生活保護などの社会保障に関連する歳出。
首都圏中央連絡自動車道(圏央道) (4,7,21,22,24,30,31,80,87,88,128,129,132,133 ページ)	都心から約 40~60km を環状に連絡する全長約 300km の高規格幹線道路。東名高速、中央道、関越道、東北道、常磐道、東関東道等の放射状に延びる高速道路や都心郊外の主要都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外かく環状道路等と一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する。
ジュニアリーダー (P67,68)	子ども会を中心に地域活動を行う青少年。本市ジュニアリーダースクラブでは、中学生から大学生までのジュニアリーダーが活動を行っている。
循環型社会 (P30,100,101)	有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。
障がい者計画 (P56)	障害者基本法にもとづく、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画。
障がい福祉計画・障がい児福祉計画 (P56)	障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画。それぞれ、障がい福祉計画は障害者総合支援法に、障がい児福祉計画は児童福祉法にもとづき、障がい者計画の実施計画にあたる計画。
情報リテラシー (P160)	情報を使いこなせる能力。大量の情報から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。
将来負担比率 (P157)	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
食品ロス (P101)	本来食べられるのに捨てられてしまっている食品のこと。日本では年間 612 万 t、一人あたり年間約 48kg の食料ロスが発生している（農林水産省平成 29 年度推計値）。
新型コロナウイルス (P2,8,29)	2019 年 12 月以降、中国を中心に発生すると、このウイルスによる感染症が短期間で全世界に広がり、世界各地で多くの感染者、死者を出している。感染経路、治療法、感染してからの経過など、明確に解明されていない部分が多く、世界中の研究機関が調査・研究を急ピッチで進めている。

人権の花 (P147)	人権の花運動において育てる花。千葉県ではシャクヤクなどを配布している。花の種子や球根を子どもたちが協力して育てることで生命の尊さを実感し、豊かな心を育み、やさしさと思いやりの心を体得することを目的とする。
人権擁護委員 (P146,147)	人権擁護委員法にもとづき、人権相談や啓発活動などを行うため、総務大臣が委嘱する民間人。全国の各市町村に配置されている。
人材育成基本方針 (P152,153)	環境の変化に対応し、地域のために高い成果をあげる活力ある組織をめざして、行政サービスを担う職員の育成の方向性を定めたもの。
人生 100 年時代 (P29)	海外の研究で、先進国の 2007 年生まれの二人に一人が 103 歳まで生きる「人生 100 年時代」が到来するとの予測が発表された。このなかで、100 年間生きることを前提とした人生設計の必要性が論じられている。
ストックマネジメント (P91)	施設の予防保全や更新にあたり、機能診断にもとづく機能保全対策の実施を通じて既存施設の有効活用や長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを低減していくための管理手法。
スポーツリーダーバンク (P73)	各種競技の指導者を登録し、依頼に応じて指導者を紹介する制度。県及び市町村に設置されている。
3R (P30,97,101)	限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する資源循環型社会をつくるための取り組み。Reduce（排出抑制）・Reuse（再利用）・Recycle（再資源化）の3つの頭文字を表している。
生活困窮者支援プラン (P47)	自立相談支援事業において、生活に困りごとや不安を抱えている相談者に対して、支援員と一緒に考えて作成する具体的な支援計画のこと。
生活習慣病 (P24,42,43,44,57,58)	食事・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する病気のこと。予後不良のものも多く予防が重要とされる。主なものにがん・脳血管疾患・心疾患・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などがある。
生産年齢人口 (P9,32)	4月1日現在での 15 歳以上 65 歳未満の年齢に該当する人口。
セキュリティポリシー (P161)	企業や組織におけるコンピュータセキュリティに関する方針や行動指針。
全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) (P120)	国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っているシステム。
早期健全化基準 (P157)	健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）それぞれに定められている基準。いずれかの比率がこの基準以上である場合には、当該比率を発表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。
Society5.0 (P8)	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会（Society1.0）・農耕社会（Society2.0）・工業社会（Society3.0）・情報社会（Society4.0）に続く新たな社会とされる。

【た行】

脱炭素社会 (P24,30,98)	温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差し引きで実質的に温室効果ガスの排出量ゼロを達成する社会。
ダブルケア (P29)	子育てと親等の介護が同時期に発生する状態のこと。女性の晩婚化に伴う出産年齢の高齢化や少子高齢化、核家族化を背景に、ダブルケアに直面する世帯が増えている。
多文化共生 (P25,139,148,149)	国籍や文化の違いにかかわらず、すべての人が互いの文化や習慣、考え方を理解し、地域社会を支える一員としてともに生きること。
多文化共生推進プラン (P149)	多文化共生の地域づくりを進めるための具体的施策を定めたプラン。
多面的機能支払交付金 (P121,122,124)	農業・農村が有する、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を維持するため、地域で行う共同活動を支援する交付金。
男女共同参画 (P25,135,139,146,147,153)	男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会の実現をめざすこと。
地域再生計画 (P154,158)	地域経済の活性化や雇用機会の創出など、地域の活力の再生を総合的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取り組みを定める計画で、地域再生法にもとづき地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定するもの。
地域福祉活動計画 (P48)	地域福祉ニーズが多様化・複雑化しているなかで、公的な福祉制度のみに頼らず、市民参加による地域の支えあいを実現していくため、地域の住民や各種団体が主体的に参加して策定する民間の活動・行動計画。一方、地域福祉計画は、社会福祉法にもとづいて行政が策定する計画。
地域包括ケアシステム (P29,41,53,54)	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。
地域包括支援センター (P48,54)	地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として各市町村に設置される。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれる。
地域防災計画 (P109,110,111)	災害対策基本法にもとづき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
地域まちづくり協議会 (P145)	地域の課題を解決するため、地域住民が自ら議論し、一定の意思決定を行っていく組織。
地球温暖化対策実行計画 (P97,98,99)	地球温暖化対策の推進に関する法律にもとづく、地方公共団体が実施する事務・事業に関し、温室効果ガス排出量の削減と温室効果ガスの吸収作用の保全・強化に取り組むための計画。

地産地消・千産千消 (P44,65,122,124)	地域で生産された農林水産物などを地域で消費すること。千産千消は、千葉県独自の取り組みを表現するため使っている造語。
ちばエコ農産物 (P124)	化学合成農薬と化学肥料を通常の半分以下に減らして栽培し、環境保全と食の安全・安心に配慮しているとして認証された千葉県産農産物。
ちば共創都市圏 (P127,133)	東京でも地方でもない新しい価値観をともにつくる圏域として、千葉市の総合戦略において位置づけられた都市圏のこと。千葉市、市原市、大網白里市、東金市、茂原市、四街道市で協議会を開催している。
千葉ブランド水産物 (P122)	千葉県産水産物の消費拡大とイメージアップのため創設された千葉ブランド水産物認定制度で、優良であると認定された水産物。
地方創生 (P8,33,130,154)	東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策のこと。
津波避難計画 (P110,112)	津波が発生した場合に、その発生直後から津波が終息するまでのおおむね数時間から十数時間の間、地域住民や来遊者等の安全を確保するための避難計画。
定員適正化計画 (P153)	社会情勢や行政需要に見あった職員数の確保・配置に取り組むために定めた計画。
ディーセント・ワーク (P34)	人間らしい生活を継続的に営める人間らしい労働条件のこと。
DV (P146)	配偶者から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力などのこと。Domestic Violence の略。
デジタル博物館 (P75,76,77)	インターネット上で展示・公開する博物館。本市では、文化資源に気軽に親しめる環境整備の一環として平成 30 年 2 月にサービスを開始した。
電子自治体 (P151,161)	コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするもの。
電子マネー (P84)	現金を使用せずにカードやスマホで支払をすることができる電子のお金。
特定健康診査 (P43,57,58)	生活習慣病の予防のため、40 歳から 74 歳までの人を対象にメタボリックシンドロームに着目して行う検診。メタボリックシンドロームは、内臓脂肪の蓄積により、糖代謝異常、脂質代謝異常、高血圧などの動脈硬化の危険因子が一個人に集積している状態のこと。
特定保健指導 (P43,57,58)	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、保健師や管理栄養士が行う生活習慣を見直すためのサポートのこと。
都市計画道路大網駅東中央線 (P80,85)	平成 30 年 11 月に開通した、千葉銀行前交差点とイオンアミリィショッピングセンター前交差点を結ぶ都市計画道路。

【な行】

二地域居住 (P9)	都市部と地方部に2つの拠点を持ち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しい生活スタイルの一つ。
認知症サポーター (P53)	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。養成講座を受講するだけで誰でもなることができる。
認定こども園 (P50,51,62,63)	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能の2つの機能を備え、認定基準を満たす施設は認定を受けることができる。
認定農業者 (P121,124)	農業経営基盤強化促進法にもとづき、農業経営改善計画を市に認定された農業経営者・農業生産法人。認定農業者は各種支援措置を受けられる。
ネグレクト (P50)	幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。
農地中間管理事業 (P123)	高齢化や後継者がいないなどの理由で耕作できない農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手農家に貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化を図る制度。
農泊 (P125)	農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行のこと。
ノンステップバス (P84)	出入口の段差をなくして乗降性を高めた低床バスのこと。

【は行】

排水対策マスタープラン (P90)	市全域を対象として、雨水による氾濫を低減・防止するため、河川・下水道・農業排水路などを総合的に検討し、雨水対策を示した総合雨水計画。
ハザードマップ (P110,112)	自然災害による被害軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
8050 問題 (P29)	長期化した引きこもりに関する社会問題を指しており、80代の親が50代の子の生活を支える状態から呼称される。子が長期的に引きこもることで親も高齢となり、収入や介護に関する問題を抱えるとともに、親子で社会から孤立してしまうケースが増えている。
パブリック・コメント (P140,141)	行政が重要な条例や政策の策定を行う際、その案の段階で住民への公表と意見募集を行い、そこで提出された意見を可能な限り考慮して、最終的に意思決定する制度。
ハラスメント (P153)	弱い立場の相手に嫌がらせをする行為。
バリアフリー (P29,78,84,87,89)	障がい者や高齢者などが社会生活に参加するなかで支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。
PFI (P154)	民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備すること。Private Finance Initiative の略。
PDCA の循環 (P3,28)	事業活動における進行管理を円滑に進める手法の一つで、Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善) の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善していくこと。

ビッグデータ (P8)	一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合。
人・農地プラン (P122)	農業者が話しあいにもとづいて、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確にし、市町村により公表するもの。
避難行動要支援者名簿 (P109,111)	災害時に自ら避難することが困難な要介護者や障がい者、ひとり暮らし高齢者等を記載した名簿。災害対策基本法において市町村に作成を義務づけている。
ファミリーサポートセンター (P51)	子育ての援助を受けたい人(利用会員)と援助をできる人(提供会員)からなる組織において、会員同士による相互援助活動の仲介を行う。
扶助費 (P7,157)	社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度にもとづき、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費。
ブランド化 (P25,122,124,125,129)	ブランドとして認知されていないものをブランドに育て上げること。または、ブランド構成要素を強化し、活性・維持管理していくこと。
フレイル (P54)	加齢とともに人の心と体の働きが弱くなってきた状態。健康な状態から要介護状態へ移行する段階。
プログラミング教育 (P29,65)	2020年からは学校教育課程で必修化されたプログラミング的思考を育む教育。プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考えていく力とされる。
ペイジー (P158)	ネットショッピングや税金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス。

【ま行】

マイバッグ (P101)	レジ袋等をはじめとするプラスチックごみの削減や環境負荷の低減を目的として、小売店での購買時にレジ袋を使わないために持参する買い物袋。エコバッグとも呼ばれる。
まち・ひと・しごと創生総合戦略 (P2,130,151,154)	地域の人口減少や地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のため、地域に即した目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

【や行】

ユニバーサルデザイン (P89)	文化・言語・国籍や年齢・性別、能力、障がいの有無などの違いを問わずに利用できることをめざした建築・製品・情報などの設計(デザイン)。
------------------	--

【ら行】

ライフステージ (P24,44,70,71)	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの各段階のこと。
連結実質赤字比率 (P157)	公立病院や下水道など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。
ローリング方式 (P3,28)	計画の実施状況から単年度ごとに見直しをしていく方法のこと。

6次産業化 (P25,124)	農林漁業者（1次産業）が、農畜産物・水産物の生産に加えて、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、付加価値による所得向上とともに、農林水産業の活性化を図るもの。
ロコモティブシンドローム (運動器症候群) (P42,54)	加齢によって筋力が低下したり、関節や脊椎などの病気を発症したりすることで、運動器の機能が低下し、立つ、歩くといった移動機能が低下した状態。
【わ行】	
ワーク・ライフ・バランス (P9,153)	働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。仕事と生活の調和。

大網白里市第6次総合計画

発行者 千葉県 大網白里市

〒299-3292 千葉県大網白里市大網115番地2

電話 0475 - 70 - 0315

URL <http://www.city.oamishirasato.lg.jp/>

編集 大網白里市企画政策課

発行日 令和3年3月



OAMISHIRASATO CITY

大網白里市 第6次総合計画

発行日	令和3年3月
企画・編集	大網白里市企画政策課
発行者	大網白里市

〒299-3292

千葉県大網白里市大網 115番地2

TEL : 0475-70-0315

URL : <http://www.city.oamishirasato.lg.jp/>